

# 自動車リサイクル法

(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

## 解体業の手引き

(令和6年4月改訂)

青 森 市

# 目 次

第1 自動車リサイクル法の概要	
1 自動車リサイクル法の全体概要	1
2 自動車リサイクル法の対象自動車	3
3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	4
4 自動車リサイクル法とフロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係	5
第2 解体業の許可	
1 根拠法令	6
2 解体業の許可の概要	6
（1） 解体業者の位置付け	6
ア 許可制	6
イ 許可が必要な行為	7
ウ 許可の期間	7
エ 解体業の許可と廃棄物処理法との関係	7
（2） 解体業者の行為義務	8
ア 使用済自動車の引取り	8
イ エアバッグ類の回収	9
ウ 使用済自動車の再資源化	9
エ 使用済自動車又は解体自動車の引渡し	9
オ 電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告	9
カ 標識の表示	9
3 解体業の許可基準等	10
（1） 施設に係る基準	11
ア 引き取った使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管する施設	11
イ 使用済自動車等を解体するための施設	15
ウ 解体自動車を保管するための施設	22
（2） 解体業許可申請者の能力に係る基準	22
（3） 解体業者の再資源化基準について	23
4 解体業許可の申請手続き	25
（1） 事務処理フロー	25
（2） 申請書様式	25
（3） 申請に必要な書類の内容	26
（4） 申請書の記載要領及び注意事項等	27
（5） 申請書の提出先等	36
ア 申請書の提出先	36
イ 申請書の提出部数	37
ウ 許可申請手数料	37
第3 変更届・廃止届	
1 変更届出書の提出	38
2 変更届出書の添付書類	39
3 廃業届	40
4 届出書の提出等	40
（1） 届出書の提出先	40
（2） 届出書の提出部数	40

# 第1 自動車リサイクル法の概要

## 1 自動車リサイクル法の全体概要

### ア 使用済自動車等の流れ

- (ア) 「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自ら製造・輸入してきた自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。
- (イ) これまで静脈インフラを担ってきた関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

### イ リサイクル料金等の流れ

- (ア) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。

※ 各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される。（本法によりシュレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される。）

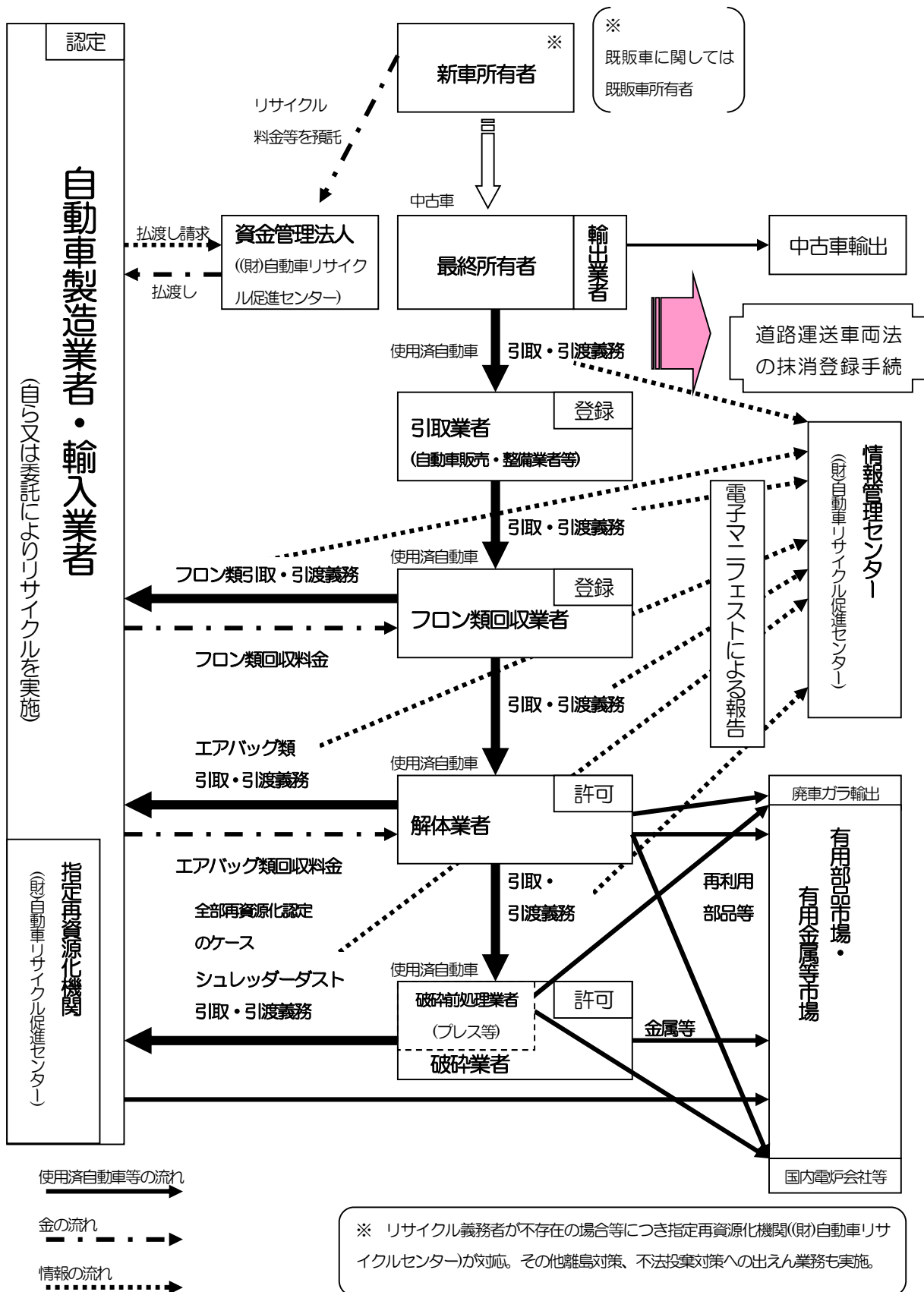
- (イ) リサイクル料金は予め各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令。
- (ウ) リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時（既販車については車検時まで）に資金管理法人（（公財）自動車リサイクル促進センター）に預託する制度。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認。
- (エ) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人（（公財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

### ウ 情報の流れ

- (ア) 電子マニフェスト(移動報告)制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築。
- (イ) 具体的には、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、その旨を情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコン等からインターネット上で接続して報告する制度とし、マニフェスト時報を一元的に管理。

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称：自動車リサイクル法)



## 2 自動車リサイクル法の対象自動車

- (1) 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車（トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意。）

### <対象外となる自動車>

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

- (2) また、対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

### <対象外となる架装物>

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

※ これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。

この場合、一般的な廃棄物処理法上のルール(廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等)に従って処理がなされることに留意。

- (3) 自動車リサイクル法の対象となる自動車の判定一覧

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			リサイクル法の対象
		長さ	幅	高さ	
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車				対象となる。
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が2.00リットル以下のものに限る。）	4.70m以下	1.70m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象となる。
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車 で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの				二輪車を除き対象となる。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			リサイクル法の対象
		長さ	幅	高さ	
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象外
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあってはその総排気量が0.250リットル以下のものに限る。）	2.50m以下	1.30m以下	2.00m以下	対象外
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、タンバ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農薬用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				対象外
小型特殊自動車	一 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	対象外
	二 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの				対象外

### 3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

- (1) 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる。（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、有価での引渡しであれば原則廃棄物にはあたらない）

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成17年1月1日以降において、使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類は、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、使用済自動車等の処理（積替え、保管、収集運搬、処分）については、自動車リサイクル法に別の定めがない限り、廃棄物処理法に従って行わなければならない。

平成16年12月31日までに使用済自動車として引き取られたものについても、有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお、使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても、有用な金属等を含むことから、当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

- (2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者については、自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

自動車リサイクル法の登録又は許可を受けた関連事業者は、自動車リサイクル法の規定により行う自らの引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬又は処理について、廃棄物処理法の業の許可は不要である。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、又は他の解体業者又は破碎業者に使用済自動車等を引き渡す際に、自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要。自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様。使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可は不要。

④ 破碎業者

解体業者若しくは破碎前処理を行う破碎業者から解体自動車を引き取り、又は他の破碎業者に解体自動車を引き渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破碎残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要。

解体自動車の破碎前処理又は破碎処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可は不要。

なお、いずれの場合も、他の者の委託を受けて、使用済自動車等の運搬を行う場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要。

(3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない(ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能)。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要となる。

(4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可(産廃・一廃どちらでも可)を有する事業者へ委託することが必要(産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要)。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要。

自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている事業者へ委託しなければならない。

廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要。

使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、廃棄物処理法の許可業者に委託する必要がある。

#### 4 自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法(カーエアコン部分)との関係

(1) 旧フロン回収破壊法(カーエアコン部分)については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われることとなる。

(2) 旧フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位(標識を掲示する必要あり)に自動的に移行することとなる。

- (3) 登録業者の行為義務等についても原則旧フロン回収破壊法の仕組みを引き継ぐこととなるが、フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化され（フロン券制度は廃止）、フロン類管理書についても廃止され、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化される。
- ただし、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成17年1月1日以降もフロン類管理書やフロン券などの旧フロン回収破壊法の仕組みに従う必要があることに留意。

## 第2 解体業の許可

### 1 根拠法令

法律：第60条、第61条  
規則：第55条

### 2 解体業の許可の概要

#### (1) 解体業の位置づけ

◇使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

→使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引き渡す役割（エアバッグ類について自動車製造業者等に回収費用を請求可能）。

#### ア 許可制

- (ア) 解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制。使用済自動車（又は解体自動車）の解体を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。  
5年ごとの更新制。
- (イ) 使用済自動車を解体して部品取りを行う業者は、生活環境の保全等の観点から全て自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要。  
ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、解体業の許可は不要と考えられる。

#### イ 許可が必要な行為

具体的には、使用済自動車について次の行為を行う場合が該当する。

- (ア) 使用済自動車からエアバッグ類を回収する行為  
自動車リサイクル法では、解体業者が使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）の回収が義務付けられている。
- (イ) 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯、を回収する行為  
解体業の許可を受けた者は、これらの部品等を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡すことが義務付けられている。



(ウ) 使用済自動車から次の有用な部品を回収する行為

区 分	部 品 の 名 称 な ど
外 装	フロントバンパー、フェンダーパネル、ヘッドランプ、コーナーランプ、コーナーパネル、キャビン、フロントドア、リアドア、サイドミラー、リアバンパー、トランクパネル、リアスポイラー、テールランプ、バックドア、ドアガラスなど
エンジン類	エンジン、キャブレター、タービン、スーパーチャージャー、インジェクションポンプ、シリンダーヘッド、ディストリビューター、エアコンプレッサー、ラジエター、インタークーラー、フュエルポンプ、ピルクーラー、マフラー、触媒など
ミッション	ミッション、トルクコンバータ、プロペラシャフトなど
走行関係	デフ、デフフォーシング、リアシャフト、ドライブシャフト、ABS、アクチュエーター、PSギアボックス、PSポンプなど
懸 架	ストラット、リーフスプリング、メンバー、ロアアーム、アッパーアーム、スイングアーム、アクスルアームなど
電 装	セルモータ、ダイナモ、エアフロメータ、コンデンサ、コンプレッサ、エバポレータ、スピードメータ、タコグラフ、エアコンパネル、オートアンテナ、カーコンポ、各種コンピュータなど
内 装	ステアリングホイール、インストゥルメントパネル、シート、エアバッグなど

なお、ギロチンシャー、ニブラ等の重機やプレス機を使用して、解体作業を終えた自動車（以下「解体自動車」という。）の圧縮（プレス）、切断、解体自動車の破砕を行う場合は破砕業（破砕前処理）の許可が別途必要となる。

ウ 許可の期間

許可を受けた日から5年。5年を経過するまでの間に許可の更新を受けなければならない。

エ 解体業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県等でも収集運搬が可能）。

◎ 収集運搬業の許可

- 青森市で解体業の許可を受けていれば、使用済自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を解体業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要。

例えば、岩手県や秋田県や青森県内他市町村で使用済自動車等を積んで、青森市に卸す場合も、青森市の許可を取得していれば、他の自治体の許可は不要なものである。

この場合において、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは使用済自動車等の運搬を行う場合に限られ、廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

なお、青森市で解体業を行うほかに、他の自治体の区域で解体業を行う場合は、別途その自治体の解体業の許可が必要となる。

- 使用済自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬基準に従わなければならない。

◎ 処分業の許可

- 使用済自動車等の解体等の過程において廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要である。

許可が不要となるのは使用済自動車等の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途処分業の許可が必要となる。

なお、使用済自動車、解体自動車、エアバッグ類の処理を行う場合は、廃棄物の処理基準に従わなければならない。

## (2) 解体業者の行為義務

### ア 使用済自動車の引取り

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。

#### <正当な理由>

- (ア) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- (イ) 使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）
- (ウ) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- (エ) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合  
例えば、
  - 使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
  - 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
  - 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
  - 普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- (オ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっているの引取りなども想定）

## イ エアバッグ類の回収

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等(ガス発生器)部分)についての回収責任あり。

## ウ 使用済自動車の再資源化

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従い適切な解体を実施する義務あり。

### <解体業者の再資源化基準>

- 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液、(バスなどの)室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化(不可能な場合には、廃棄物として適正処理)すること
  - 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること
- 等

## エ 使用済自動車又は解体自動車の引渡し

引き取った使用済自動車又は解体自動車(廃車ガラ)は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者(電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者)へ引き渡す義務あり。

なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池・タイヤを取外していないなど正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。

解体自動車全部利用者へ引き渡す場合には、**引渡しの事実を証する書面**を5年間保存する義務あり。

### <解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面>

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・解体業者名
- ・解体自動車全部利用者名
- ・解体自動車を引き取った年月日
- ・解体自動車の車台番号

※車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

## オ 電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告

電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

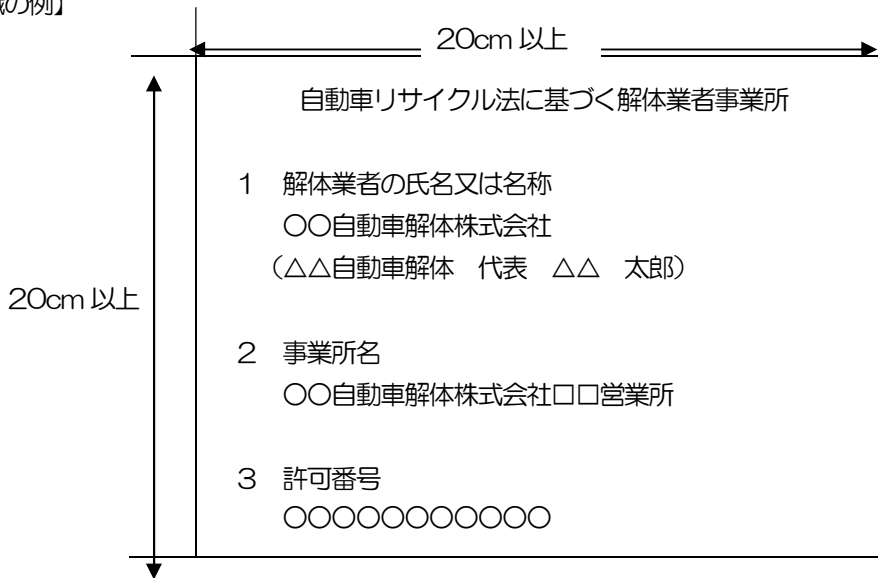
## カ 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさと、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要。

※ 実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

【標識の例】



※ 標識の様式は特に定められていない。

### 3 解体業の許可基準等

〈自動車リサイクル法における規定（法第62条）〉

○ その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

○ 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 法第66条(法第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)。

下線部

解体業、破砕業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業者の許可をいう。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

政令で定める生活環境保全法令

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

刑法関係の罪の名称

第204条（傷害罪）、第206条（傷害又は傷害致死の現場助勢の罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集の罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）

## （１） 施設に係る基準（規則第57条第1号）

### ア 引き取った使用済み自動車(解体自動車) を解体するまでの間保管するための施設

使用済み自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済み自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ当該場所の範囲が明確であること。

#### 【趣旨】

- 使用済み自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について規定されている。

#### 【留意事項】

- 小規模な解体業者にみられるように、使用済み自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済み自動車等を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。
- 囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- 事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済み自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

※ 「囲い」についての具体的基準

#### ① 囲い

- 保管場所の周囲に囲いを設けることが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、使用済み自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- 事業所全体が要件を満たす囲いで囲われている場合には、使用済み自動車等の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、使用済み自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- 囲いの高さについては、人間の身長を考慮した規格品でかまわない。

- 囲いは、使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化するために設置するものであり、その材質としては、人が容易に入出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなどが考えられる。また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない。
- 使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。  
なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- 囲いの出入口には、施錠できる門扉を設けることが望ましい。なお、出入口の施錠については、容易に他人が外せるようなものでなければ構わない。

## ② 範囲が明確

- 無秩序に使用済自動車、解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態になってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。

## ① 囲い

- 保管場所の周囲に囲いを設けることが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、使用済自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- 事業所全体が要件を満たす囲いで囲われている場合には、使用済自動車等の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、使用済自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- 囲いの高さについては、人間の身長を考慮した規格品でかまわない。
- 囲いは、使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化するために設置するものであり、その材質としては、人が容易に入出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなどが考えられる。また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない。
- 使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。  
なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- 囲いの出入口には、施錠できる門扉を設けることが望ましい。なお、出入口の施錠については、容易に他人が外せるようなものでなければ構わない。

## ③ 範囲が明確

- 無秩序に使用済自動車、解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態になってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。

※ 使用済自動車又は解体自動車の保管に係る具体的基準

使用済自動車又は解体自動車の保管

1 原則

すべての使用済自動車は廃棄物と見なされ、廃棄物処理法の保管基準が適用される。(一般廃棄物、産業廃棄物とも同じ)

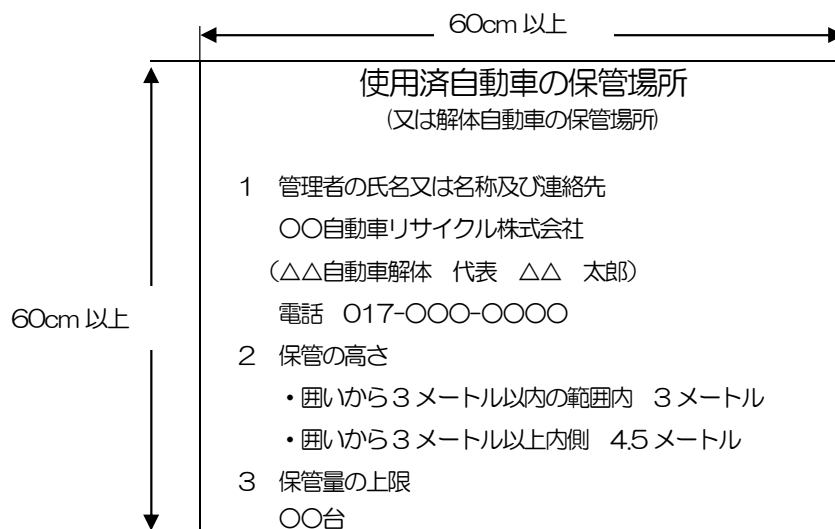
2 保管の方法

(1) 本格施行(平成 17 年 1 月 1 日)以降に引き取られたもの  
(自動車リサイクル法のリサイクル費用が預託されているもの)

ア 廃棄物処理法の保管基準(使用済み自動車及び解体自動車の両方に適用)

- ① 見やすい箇所に使用済自動車の保管場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - ・保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

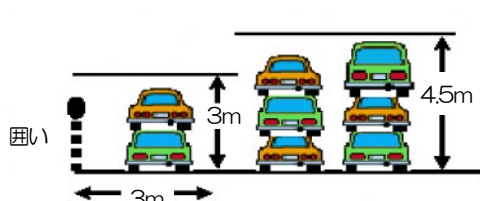
【保管場所に掲げる掲示板の例示】



※ 使用済み自動車と解体自動車は区分保管する必要があることから、掲示板は別々に掲示すること。

イ 保管の高さ(使用済自動車及び解体自動車の両方に適用。)

- ① 囲いの周囲から3メートルまでは、高さ3メートル(おおむね2段)
- ② 囲いの周囲から3メートルより内側は、高さ4.5メートル(おおむね3段)



※構造耐力上安全なラック等を使用して保管する場合は使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずる恐れのないその高さまで

ウ 保管量の上限(使用済み自動車及び解体自動車の両方に適用。)

保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。  
ただし、重心が重なるよう適性に積むこと。



〔重心がほぼ重なるような積み方の例〕



〔乱雑で不適正な積み方の例〕

## エ 保管の日数

自動車リサイクル法において、解体業者が引取業者又はフロン類回収業者から使用済み自動車を引き取った際に行う引取実施報告から解体自動車を破砕業者に引き渡した際に行う引渡実施報告までの日数が120日となっていることから、120日を目安に破砕業者に引き渡さなければならない。

使用済み自動車又は解体自動車を他の解体業者に引き渡す場合は、引取業者又はフロン類回収業者からの使用済み自動車の引取りを最初に行った解体業者が引取実施報告を行った日から最後の工程の解体業者が解体自動車を破砕業者に引き渡す際の引渡実施報告の日までの日数が120日となる。

解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済み自動車を保管する場合にあっては、当該場所が上記要件に掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。

ただし保管に先立ち使用済み自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らか場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

## 【趣旨】

- 老朽化した使用済み自動車や事故にあった使用済み自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。  
したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済み自動車の保管場所の構造について規定されている。

## 【留意事項】

- 廃油・廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場に搬入することで保管場所に代えることもできる。  
その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。
- 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄



板を敷設する等の措置が考えられる。

※ 「床面」についての具体的基準

- ・廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装の場合とは、以下のような対応が考えられる。  
また、液状物が自然に排水溝に集まるよう適切な傾斜を設ける。

- 鉄筋コンクリート舗装の厚さは15cm以上であり、適切な配筋を有する。
- 保管場所において重機を使用する場合、その荷重に耐えるものであること。

【注】15cmについては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修『構内舗装・排水設計基準』において、一般的な舗装の舗装厚として、コンクリート舗装の場合、コンクリート板厚15cmとされているものである。この施工性から使用骨材粒径の3倍以上が望ましいこと、コンクリート板の設計公式による検討結果などの理由によるものであるとされている。

- ・鉄筋コンクリート舗装の厚さが15cmに満たない場合にあっては、保守点検を確実にし、ひび割れ等が発見された場合には直ちに補修する、鉄板を敷いて操業する等の対応を標準作業書に記載する。
- ・廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面は鉄筋コンクリート舗装ではないが、これと同等以上の効果を有する場合は、以下のような対応が考えられる。  
なお、アスファルト舗装単独では、油の浸透が生じるので基準を満たさない。

- 厚さ15cmの無筋コンクリート舗装を厚さ10mmの鉄板で覆っている。
- 厚さ15cmのアスファルト舗装を厚さ10mmの鉄板で覆っている。

- ・重機を使用する場合にあっては、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑らないようにするため滑り止め加工を施す）など、床面が重量によりひび割れないよう措置した上で、作業する必要がある。

- ・廃油・廃液が漏出するおそれのある自動車（事故車、老朽車など）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装等でない場合の措置としては、以下のような対応が考えられる。  
ただし、あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取る事が標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。

- 直ちに解体作業場に移動して解体を行い、保管しない。
- 直ちに燃料採取場所又は解体作業場に移動し、廃油・廃液を抜き取った上で保管場所において保管する。
- 使用済自動車の廃油が含まれる部位の直下に、あらかじめ十分な容量の缶を配置するとともに、漏出を防ぐためその缶に雨水が入らないようにする。
- 使用済自動車の直下に、十分な量の布を敷き詰め、廃油を含んだ布は、直ちに交換する。

## イ 使用済自動車等を解体するための施設

(ア) 燃料採取場所(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)

解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下の（１）、（２）において同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

### 【趣旨】

- ・ 解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・ 燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく、屋外で行う場合もある。

- 燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。  
そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。
- 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であっても、燃料抜き取り場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- 抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- 燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。
- 消防法における指定数量は、ガソリン（第1石油類）200リットル以上、軽油等の第2石油類1,000リットル以上、エンジンオイル等の第4石油類6,000リットル以上とされている。  
なお、青森地域広域消防事務組合火災予防条例第4章（第32条から第37条の3まで）及び第55条において、指定数量の5分の1以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められている。  
（以上の消防法に係る内容は、燃料抜き取り場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。）

※ 床面等の具体的基準

- |   |
|---|
| <p>① 床面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き取った使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための施設（（1）ア）の運用例による。</li> </ul> <p>② ためます等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ためますとは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物である。</li> <li>ためますは、こぼれた燃料が十分回収できる容量があり、ひび割れなどがないこと。また、容器（ドラム缶など）をそばに置くことができ、ポンプ等で燃料を吸い上げるなど、確実に燃料を回収できること。</li> <li>「ためますその他これと同等以上の効果を有する装置」としては、油水分離装置が考えられる。油水分離装置で対応する場合は、燃料抜き取り場所の雨水の量を考慮して設計を行い、標準作業書にその旨記載するものとする。</li> </ul> <p>③ 排水溝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水溝は、こぼれた燃料が滞留せず、ためます又は油水分離装置に流れていくよう傾斜のついた構造であり、ひび割れなどがないこと。また、事業場内に降った雨のうち、燃料抜き取り場所内のもののみが流入し、その他の排水が混入しない構造であること。なお、車両等の出入口は、溝縁を補強しておくことが望ましい。</li> </ul> <p>④ 燃料が漏出した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料が漏出した場合の措置について、直ちにウエスで拭き取るなどの対応を標準作業書に記入するものとする。</li> </ul> |
|---|

## (イ) 解体作業場

<p>次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。</p> <p>(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この（1）において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。 ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。</p>
---

### 【趣旨】

- 解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取る必要がある。
- その際に、廃油・廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造について規定している。

### 【留意事項】

#### ○ 床面等

- 床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- 必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないよう、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- (3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
  - ① 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
  - ② 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、

- ① 万一廃油・廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
- ② 解体作業場の清掃に水を用いないこと

等が示されている場合が考えられる。

○ 油水分離装置

- 油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。  
また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- 油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- 解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。  
強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。  
屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。  
また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
- 油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。

○ 「当該設備（屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備）が著しく困難である場合」

- 市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法により許可が必要とされているが、都市計画法第34条第10号口等に基づき、青森市長により開発行為の許可がなされる場合がある。
- 「当該設備の設置が著しく困難」とは、解体作業場が都市計画法の市街化調整区域内にあり、開発行為の許可を受けることができないなど、土地利用調整関係法令の規制により、解体作業場に屋根、覆い等を設置することができない場合の規定である。  
この場合、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、このような事例に限定され、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。
- 解体業の許可申請の際に、屋根、覆い等が設置されていない場合において、明らかに市街化調整区域内にあることによって開発行為の許可を受けることが困難であると認められる場合以外は、原則として解体業の許可は受けられないものである。

※ 解体作業場の構造等に係る具体的基準

① 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造

- ・次の2つの条件をとともに満足する場合が考えられる。

横殴りの雨でも侵入を防ぐことができるや屋根及び壁等が設けられていること

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根 覆い	鉄板、瓦、スレート葺 等 (テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根又は覆いがあること</li> <li>・屋根及び壁は容易に移動できない物であること</li> <li>・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。</li> </ul>	

周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

(例)

- ・ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造
- ・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝（開渠）が設けられ、解体作業場内に雨水等地表水が浸入しない構造
- ・解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造
- ・解体作業場の周囲に、通常地表を流れる雨水等地表水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設け、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造

② 屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備

- ・材質及び形状は上表の例による。
- ・屋根等を設置するのが原則であるが、市街化調整区域における立地の場合は、都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。

③ 床面

- ・引き取った使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための施設（（1）ア）の運用例による。

④ 油水分離装置

- ・屋根等がある場合で、雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とする。また、分離を確実にを行うため、一般的には3槽以上が望ましい。
- ・屋根等のない場合の油水分離装置は、『構内舗装・排水設計基準』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、東京消防庁監修の給油取扱所の基準等を参考に、解体作業場内の雨水の流出量を算定した値に応じた容積とする。また、一般的な構造としては、4槽以上、滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましい。
- ・事業場敷地外部から流入する雨水等が油水分離装置へ流入しないようにする工夫としては、以下のような対応が考えられる。

(例)

- 事業場敷地周囲に、雨水吐きのための排水側溝（開渠）を設ける。
- 事業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水が作業場へ浸入しない構造である。
- 事業場敷地周囲に、通常地表を流れる雨水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設ける。
- ・市街化調整区域に立地している場合であって、屋根等を設置することができない場合にあっては、地帯の実情に応じた係数と上記計算に基づき、十分な容量の油水分離装置を確保するのが原則である。

油水分離装置の容量が十分に確保できない場合にあっては、標準作業書において、作業しない時や、降雨時は解体作業場を不透水性のシートで覆うこと、作業終了後は床面を点検し、廃油、廃液類は必ず拭き取っておくことを明記し、廃油、廃液類が漏出することのないよう措置する。

#### ⑤ その他留意事項

- 重機を用いて解体する場合にあっては、屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備が必要である。解体は重機の先端部分で行うものであるが、少なくともその作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが必要である。また、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑るのを防ぐため滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにすることが必要である。
- 事故を起こした大型車や、公園で子供の遊び場として使用されているバスなど、自走できない大型車であって、解体作業場への移動が困難なものにあっては、現地にて解体せざるを得ない場合も考えられる。このような場合には、現場において生活環境の保全上支障がないような手段（例えば、降雨時には解体を行わない、廃油・廃液が漏出するおそれのある箇所の下には受け皿を置いて漏れないようにする、漏れた場合に備えてウエス類を十分に用意しておき、万が一漏れた場合は直ちに拭き取る、作業後は当該場所を原状回復する等）により解体を行うことを標準作業書に明記する。
- いわゆる「もぎ取り解体」（客が欲しい部品を自分で解体して取り外す形態）を行う場合は、許可を受けた解体業者の監督、責任のもとに行う必要がある。  
部品のもぎ取りにより油漏れ、液漏れ等が発生するおそれがある場合には、鉄筋コンクリート床面、油水分離装置、屋根等を備えた解体作業場に移動した上で、かつ、標準作業書の手順に沿って行わせる必要がある。

#### (ウ) 取り外した部品を保管するための設備

解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

#### 【趣旨】

- 廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

#### 【留意事項】

- 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- 保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油、廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

※ 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置等の具体的基準

① 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置

- ・使用済自動車の解体作業に当たって、廃油・廃液の漏出を防止するためには、早い段階で廃油・廃液を抜き取ることが必要であり、分離した部品の保管の段階まで廃油・廃液が抜き取られていなかったり、多量に付着していることは適切な処理とは言い難い。
- ・まず、分離した部品等は、廃油・廃液を含むもの又は付着しているもの若しくはそのおそれがあるものをその他の部品等と区分し、廃油・廃液が完全に抜き取られているかどうか、表面に廃油・廃液が付着していないかどうかを確認するとともに、廃油・廃液の残留が認められるときには、廃油・廃液の流出対策の整った場所において廃油・廃液の抜き取り、拭き取り作業を行う。
- ・次に、開口部がキャップやボルトにより密栓されているかどうか、破損箇所がないかどうかを十分に確認し、開口部や破損箇所から廃油等が漏れ出すことがないように措置を講じる。
- ・一方、オイル類を抜き取ることによって品質が劣化するおそれのある部品（エンジン、ミッションなど）にあつては、漏れることのないように確実に密栓するとともに、破損することのないよう注意して保管する。

② 保管設備の構造

- ・保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなど不透水性構造となっていない場合などにおいては、次表に掲げる区分に応じた対応が講じられている必要がある。

区分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備 考
不透水性の床	[パターンA] ○保管場所が明示されていればよい。	[パターンC] ①使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用 ②密閉性のふた付きボックスで保管する。 ③部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床	[パターンB] ①保管場所の下に鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器名その受け皿を設置する。 ②分離部品の下にオイルマット、ウエスなどの吸着材を敷く。 ※パターンDの施設でも可	[パターンD] ①使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。(コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) ②密閉性のふた付きボックスで保管する。	注1)いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2)廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。

- ・バンパー、ランプ類、ドアミラーなどはボックス式の保管設備で十分と思われるが、重量があり廃油・廃液に接触した部品で積み重ねることによって破損の可能性があるものについては、ラック式になっている保管設備が望ましい。
- ・保管用ラックは、保管物の重量に十分耐え得る構造、素材強度を備えている必要がある。また、ラックの支柱を支える床面は、破損、ひび割れ等が生じないように支柱にかかる荷重に十分耐える強度が必要である。
- ・トラックのシャーシを溶接したり、建設工事足場用鋼管を使った自家製ラックも数多く見受けられるが、これらの強度や、搬送機器（ホイスト、フォークリフト、リフターなど）の能力を勘案して、ラックの高さ、保管量を決める必要がある。
- ・バッテリー（特に破損して鉛蓄電池の電極が剥き出しになったもの）は、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造の保管施設で保管することが必要である。（屋内、物置等の倉庫、密閉型ポリボックス、シート等での完全包装など）  
また、その設置場所は、重機やその他作業機械の衝突の危険性の低いところを選ぶ必要がある。
- ・コンテナを積み重ねたり、鋼製ラックの上部に鉄板やスレートなどの覆いを取り付けた保管施設は、構造によっては建築物とみなされる可能性があるため、都市政策部建築指導課との調整が必要である。

### ③ 取り外した部品が廃棄物に該当する場合

- ・取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法の保管基準が適用となる。
- ・屋外でタイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意が必要である。必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載する。

## ウ 解体自動車(解体した後に残る廃車ガワ)を保管するための施設

### 【再掲】

使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

### 【趣旨】

- ・解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

### 【留意事項】

「引き取った使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設」の記載事項と同様

## (2) 解体業許可申請者の能力に係る基準(規則第57条第2号)

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

### 【趣旨】

- ・解体業許可の申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。（詳細は、「標準作業書ガイドライン」参照）

### 【留意事項】

- ・標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮の下に行われることが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。



- 実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要。  
また、作業工程の改善及びこれに伴う標準作業書の見直しを随時行うことが重要。
- 環境保全上良好な解体工程については、行政機関や個々の事業者が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、解体業者の団体や自動車製造業者等において解体の方法について検討し、研修会の開催等を通してその成果を普及していくことが望ましい。  
標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの解体が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- 事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとす。
- 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

(3) 解体業者の再資源化基準について〈自動車リサイクル法における規定〉

法第16条

- 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。
- 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

ア 保管の方法について

部品、材料その他の有用なものを回収できると認められる使用済み自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- 使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生ずることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- 具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。
- 使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。(13ページ参照)

## イ 解体の方法について

使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

### 【趣旨】

- ・ 有用な資源の回収、解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液、蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。
- ・ また、これらを解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破碎工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッダーダスト（ASR）の量を増加させ、また、これらがシュレッダーダスト（ASR）の中に混入し、シュレッダーダスト（ASR）のリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については回収を行うこととする。
- ・ なお、回収した部品等を技術的・経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。
- ・ 「廃油・廃液の分別回収」とは、使用済自動車から廃油・廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること、又は、適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油・廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

上記2項目の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

### 【趣旨】

- ・ 有用な部品、材料等の再資源化を推進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 解体工程で部品や部材を回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。
- ・ 「技術的かつ経済的に可能な範囲で～を回収」とは、回収された部品等の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限りの回収を推進しようとするものである。また、回収した有用な部品等については、再資源化を行うまでの間可能な限り適正な保管に努めることが有効な再資源化につながるものである。

① 必ず回収しなければならないもの

鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液、蛍光灯（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、必ず回収し、できるだけ再資源化を行わなければならない。これらの物品を回収しないで解体自動車を破砕業者に引き渡す場合、引取りを拒否されることになる。

廃棄物であるものについては、廃棄物処理法の処理基準に従って処理しなければならない。

また、廃油等の有価として取引がなされないものは、一般的に産業廃棄物に該当することから、解体業者がその処理を委託する場合は、産業廃棄物の処理の委託基準に従うとともに、産業廃棄物管理票を交付する必要がある。

これらの物品の処理経過については、自動車リサイクル法の電子マニフェストに反映されないことに留意。

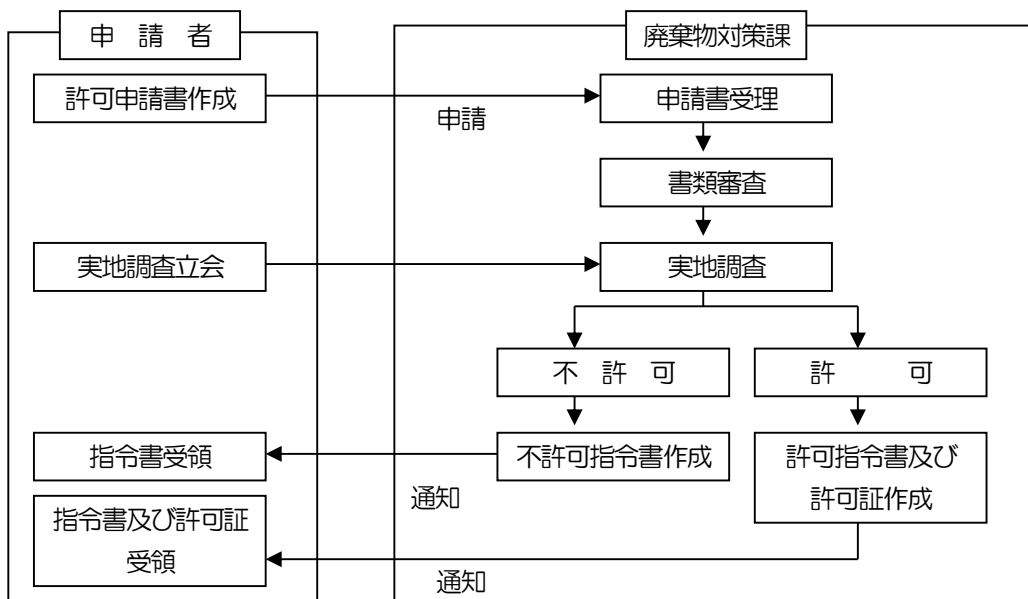
② できるだけ回収しなければならないもの

①以外の物品については、できるだけ回収して再資源化を行うとともに、廃棄物であるものについては、廃棄物処理法の処理基準に従って処理しなければならない。

また、有用な部品が回収され、中古品市場に流通することが使用済自動車から発生する廃棄物の減量化にもつながる。回収した物品が廃棄物である場合には廃棄物処理法の規定により適正に処理する必要がある。

4 解体業許可の申請手続き

(1) 事務処理フロー



(2) 申請書様式

規則様式第五

### (3) 申請に必要な書類の内容

#### <申請書記載事項>

- ① 申請者名・住所・代表者名
- ② 事業所名・所在地
- ③ 役員の氏名・住所・本籍  
※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他かかる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ④ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所・本籍
- ⑤ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所・本籍（法定代理人が法人の場合には、その名称・住所・代表者の氏名・役員の氏名及び役職名、住所）
- ⑥ 事業の用に供する施設の概要
- ⑦ 標準作業書の記載事項（標準作業書を別添とする場合は「標準作業書ガイドライン」を参考として作成。なお、本ガイドラインは青森市ホームページより入手可能。）」
- ⑧ 既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
- ⑨ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑩ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所・本籍

#### <添付書類>

- ① 申請者が法第62条第1項第2号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面（解様式第1）
- ② 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
- ③ 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ④ 事業計画書及び収支見積書（解様式第2）
- ⑤ 申請者が個人の場合には、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び成年後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（以下「後見登記等に係る登記事項証明書」という。）
- ⑥ 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑦ 役員の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書
- ⑧ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める株主等のうち、個人であるものは住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書、法人であるものは登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑨ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書
- ⑩ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）（又は外国人登録証明書）及び後見登記等に係る登記事項証明書  
法定代理人が法人の場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、役員の住民票の写し（本籍が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書

※ 青森市における初めての許可申請の場合には、既に他に破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の原本を提出することによって添付書類の一部（⑤と⑦～⑩）は不要となる。

なお、許可証の原本は、内容確認後、申請者に返却するものであること。

※ 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（②と③）は不要。

(4) 申請者等の記載要領及び注意事項等

ア 許可申請書(規則様式第五)

事 項	記載要領及び注意事項等
提出に当たっ ての注意事項	<p>申請書に記載している事項に訂正、内容の補正があった場合は、申請時に受理されず、再度提出しなければならないことがあります。</p> <p>申請書に記載する内容について疑義がある場合は事前に確認した上で申請書を提出してください。</p> <p>記入例を参照の上、記入してください。</p>
手数料の納入	<p>手数料は市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関へ納入してください。市が納入を確認したあとで申請書を受理します。</p>
申請年月日	<p>申請年月日は、申請書提出時は記入しないでください。</p> <p>廃棄物対策課における申請書の記載事項のチェックが終わり、受理された時点で記入してください。</p>
※許可番号 ※許可年月日	<p><b>解体業の許可の更新の申請の場合に記入する欄であり、新規の許可の申請の場合は絶対に記入しないでください。</b></p> <p>事業者によっては、解体業とは別に破砕業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの許可を受けている場合がありますが、これらと混同することなく、<b>必ず青森市で受けている解体業の許可番号を記入してください。</b></p>
住 所	<p>法人の場合は、商業登記簿謄本に登記している本店（本社）の住所をそのまま記載してください。（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意すること。）</p> <p>個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載してください。（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意すること。）</p>
氏名又は名称	<p>登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は住民票の写し（本籍地が記載されているもの）に記載されているとおりに記載してください。</p> <p>個人の場合は、「〇〇自動車商店」等の屋号の記載は不要です。</p> <p>法人の場合であって、代表取締役がいけない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者としてください（この場合、役職の表示は「取締役」です。）。</p> <p>なお、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）で、「代表取締役」となっている場合は、代表者の記載は「代表取締役 〇〇 〇〇」となりますが、「代表取締役」となっていない場合は、代表者の記載は「取締役 〇〇 〇〇」となります。</p> <p>代表権のない「専務取締役」、「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから、申請書に記載する場合は「取締役」となります。</p>

事 項	記載要領及び注意事項等
事業所の名称 及び所在地	<p>事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することによって、全ての事業所について事業所ごとに記載してください。</p> <p>事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載してください。</p> <p>道路運送車両法に基づく認証や指定を受けた自動車分解整備業者は、その認証又は指定に係る事業所の名称を有しています。 この名称と実際に使用している名称と異なる場合がありますが、これにとらわれることなく、実際に使用している名称を記載してください。</p> <p>所在地については、「青森市新町一丁目3番7号」のように記載してください。 (「1-3-7」などの省略はしないでください。)</p>
事業の用に 供する施設 の概要	<p>次に記載例を示しますので、参考にして記載してください。 欄に書き切れない場合は、この欄に別紙〇〇のとおりと記載し、別紙を添付してください。</p> <p>なお、この欄については、別途添付する「施設の構造を明らかにする図面等」によって必要な事項が確認できる場合は、「別添図面による。」等と記載することで代えることができます。</p>

事 項	記載要領及び注意事項等
事業の用に供する施設の概要	<p>1 使用済自動車の保管場所（解体作業場以外の場所で保管する場合）</p> <p>(1) 面 積：〇〇〇㎡（通路部分等を除いた実保管面積〇〇〇㎡）</p> <p>(2) 囲いの高さ：〇. 〇m</p> <p>(3) 囲いの材質：ネットフェンス、硬質プラスチック（厚さ〇〇mm）</p> <p>(4) 床 面：鉄筋コンクリート（厚さ〇〇cm）など</p> <p>(5) 保管の高さ：〇. 〇m</p> <p>(6) 保管する量：〇〇台</p> <p>2 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料を採取する場合）</p> <p>(1) 面 積：〇〇〇㎡</p> <p>(2) 床 面：鉄筋コンクリート（厚さ〇〇cm）など</p> <p>(3) 廃油及び廃液の流出を防止する措置 保管に先立ち解体作業場で回収、油水分離装置又はため柵の設置等</p> <p>3 解体作業場</p> <p>(1) 構 造：鉄筋コンクリート造、木造など</p> <p>(2) 面 積：〇〇㎡</p> <p>(3) 屋根、覆い：トタン葺き、不浸透性シートなど</p> <p>(4) 床 面：鉄筋コンクリート（厚さ〇〇cm）など</p> <p>(5) 廃油及び廃液の流出を防止する措置</p> <p>(6) その他設備：自動転回機 台/日など</p> <p>4 取り外した部品の保管設備（解体作業場以外の場所で保管する場合）</p> <p>(1) 構 造：鉄筋コンクリート造、木造など</p> <p>(2) 面 積：〇〇㎡</p> <p>(3) 屋根、覆い：トタン葺き、不浸透性シートなど</p> <p>(4) 床 面：鉄筋コンクリート（厚さ〇〇cm）など</p> <p>(5) 廃油及び廃液の流出を防止する措置 保管に先立ち解体作業場で回収、鋼製の受け皿を使用するなど</p> <p>5 解体自動車の保管場所（解体作業場以外の場所で保管する場合）</p> <p>(1) 面 積：〇〇〇㎡（通路部分等を除いた実保管面積〇〇〇㎡）</p> <p>(2) 囲いの高さ：〇. 〇m</p> <p>(3) 囲いの材質：ネットフェンス、硬質プラスチック（厚さ〇〇mm）</p> <p>(4) 床 面：鉄筋コンクリート（厚さ〇〇cm）など</p> <p>(5) 保管の高さ：〇. 〇m</p> <p>(6) 保管する量：〇〇台</p> <p>6 使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行うための施設</p> <p>(1) クレーン 〇t 〇台</p> <p>(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇t 〇台</p> <p>7 使用済自動車又は解体自動車の運搬を行うための施設</p> <p>(1) 平ボディトラック 〇t 〇台</p> <p>(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇t 〇台</p>

事 項	記載要領及び注意事項等								
<p>他に解体業又は破砕業、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合は、申請年月日)</p>	<p>自動車リサイクル法の解体業又は破砕業について、青森市以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記載してください。 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記載してください。</p> <p>なお、産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業)の許可を有している場合についても同様に記載してください。 また、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可については記載する必要はありません。</p> <p>記載例</p> <table border="1" data-bbox="499 622 1378 763"> <thead> <tr> <th>都道府県・市名</th> <th>許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>令和△△年△△月△△日申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>東北6県では、青森市のほか、仙台市、地方自治法第252条の2第1項に定める政令による指定を受けた市(八戸市など)が保健所を設置しています。</p> <p>なお、青森市の解体業の許可を受けた後に、他の都道府県又は保健所設置市の解体業、破砕業の許可(届出によるみなし許可を含む。)又は産業廃棄物処理業の許可を受けた場合は、その日から30日以内に解体業の変更届を提出しなければなりません。</p>	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇市	令和△△年△△月△△日申請		
都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)								
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇								
〇〇市	令和△△年△△月△△日申請								
<p>解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行おう場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>	<p>保管場所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することにより、全ての保管場所を事業所ごとに記載してください。</p> <p>なお、自動車リサイクル法では、使用済自動車と解体自動車は区分して保管することになっているので、同じ場所に保管する場合であっても、白線を引くなどの方法により明確に区分して保管する必要があります。</p> <p>記載例</p> <table border="1" data-bbox="499 1375 1378 1653"> <tbody> <tr> <td>1 使用済自動車の保管場所</td> </tr> <tr> <td>(1) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>(2) 面積：〇〇㎡(通路部分等を除いた実保管面積〇〇㎡)</td> </tr> <tr> <td>(3) 保管量の上限：〇〇台</td> </tr> <tr> <td>2 使用済自動車の保管場所</td> </tr> <tr> <td>(1) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>(2) 面積：〇〇㎡(通路部分等を除いた実保管面積〇〇㎡)</td> </tr> <tr> <td>(3) 保管量の上限：〇〇台</td> </tr> </tbody> </table>	1 使用済自動車の保管場所	(1) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	(2) 面積：〇〇㎡(通路部分等を除いた実保管面積〇〇㎡)	(3) 保管量の上限：〇〇台	2 使用済自動車の保管場所	(1) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	(2) 面積：〇〇㎡(通路部分等を除いた実保管面積〇〇㎡)	(3) 保管量の上限：〇〇台
1 使用済自動車の保管場所									
(1) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号									
(2) 面積：〇〇㎡(通路部分等を除いた実保管面積〇〇㎡)									
(3) 保管量の上限：〇〇台									
2 使用済自動車の保管場所									
(1) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号									
(2) 面積：〇〇㎡(通路部分等を除いた実保管面積〇〇㎡)									
(3) 保管量の上限：〇〇台									
<p>役員の氏名、住所及び本籍</p>	<p>役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。</p> <p>これらの者については、住民票の写し(本籍地が記載されているもの)、後見登記等に係る登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記載してください。 「青森市新町一丁目3番7号」のように記載してください。(できるだけ、「1-3-7」などの省略はしないでください。)</p>								



事 項	記載要領及び注意事項等
令5条に規定する使用人の氏名、住所及び本籍	<p>令5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合などが該当します。</p> <p>① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者            ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者</p> <p>これらの者については、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）、後見登記等に係る登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記載してください。            「青森市新町一丁目3番7号」のように記載してください。（できるだけ、「1-3-7」などの省略はしないでください。）</p>
法定代理人の氏名、住所及び本籍	<p>申請者が個人で未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。</p> <p>住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記載してください。            「青森市新町一丁目3番7号」のように記載してください。（できるだけ、「1-3-7」などの省略はしないでください。）</p> <p>法定代理人が法人の場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている事項を確認し、記載すること。</p>
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及び本籍	<p>発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所、本籍及び保有する株式の数又は出資の金額を記載してください。</p> <p>株主等が個人である場合は住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書、株主等が法人である場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている事項を確認し、記載してください。            「青森市新町一丁目3番7号」のように記載してください。（できるだけ、「1-3-7」などの省略はしないでください。）</p>
標準作業書の記載事項	<p>解体業の許可の要件とされている標準作業書に記載している事項を記載してください。</p> <p>なお、標準作業書を添付する場合は、「別添標準作業書による。」と記載してください。</p>

イ 添付書類

事 項	記載要領及び注意事項等
解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図	<p>① 使用済自動車又は解体自動車の運搬に係る施設等</p> <p>運搬に使用する自動車、機械施設等に係る写真(前、横、後方から撮影したもの)を添付してください。 自動車、施設の保管場所がある場合は、その平面図並びに保管場所全体が分かる写真を添付してください。</p> <p>② 使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管に係る施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積替え又は保管に使用する自動車、機械等がある場合は写真(前、横、後方から撮影したもの)と当該自動車等の保管場所の平面図並びに保管場所全体が分かる写真を添付してください。</li> <li>・ 使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場所については、その場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書、使用済自動車又は解体自動車の保管量の上限を計算した書類並びにその保管場所全体が分かる写真を添付してください。</li> <li>・ 廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合において、廃油及び廃液の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付してください。 また、油水分離装置及び排水溝を他の部分と共有している場合には、その旨記載してください。 油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かるような計算書等を添付してください。</li> </ul> <p>③ 燃料を抜き取るための施設(解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設全体が分かる写真を添付してください。 なお、燃料をドレンコック等の装置を使用して回収する場合は、その写真を添付してください。</li> <li>・ 廃油の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、ため枘及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かるような写真を添付してください。 ため枘又はこれに準じて設置している油水分離装置がある場合は、その容量又は処理能力が適正であることが分かる計算書等を添付してください。</li> </ul> <p>④ 解体作業場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに解体作業場全体が分かる写真を添付してください。</li> <li>・ 燃料以外の廃油及び廃液を、装置を使用して回収する場合は、その写真を添付してください。</li> </ul>

事 項	記載要領及び注意事項等
解体業の用に供する施設 (積替え又は保管の場所を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付してください。</p> <p>油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かるような計算書等を添付してください。</p> <p>なお、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかの場合に、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていない場合は、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ないことを構造図、断面図、設計計算書等に明記してください。</p> </li> <li> <p>⑤ 取り外した部品を保管するための設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに解体作業場全体が分かるような写真を添付してください。</p> </li> <li> <p>・ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他取り外した部品に雨水等がかからないようにするための設備の写真を添付してください。</p> </li> <li> <p>・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じていることが分かる写真を添付してください。</p> <p>ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置を講じる場合にあっては、その旨、別途添付する標準作業書に明記してください。</p> </li> </ul> </li> <li> <p>⑥ その他</p> <p>当該施設付近の見取図の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 本店(本社) 付近の見取図を添付してください。</p> </li> <li> <p>・ 本店以外に事務所及び事業場がある場合は、その付近の見取り図を添付してください。</p> </li> <li> <p>・ 事業場全体が分かるような場内配置図等を添付してください。(標準作業書を添付する場合は不要です。)</p> </li> </ul> </li> </ul>

事 項	記載要領及び注意事項等
申請者が解体業の用に供するの施設の所有権（又は使用権原）を有することを誓約する書類	<p>① 使用済自動車又は解体自動車の運搬を自動車によって行う場合は、自動車検査証の写しを添付してください。 ただし、借用する場合は、賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>② 重機等による場合は、売買契約書又は自主検査記録表等を添付してください。 ただし、借用する場合は賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>③ 駐車場（移動式の機械施設がある場合は駐機場）、積替え又は保管施設、解体作業場、部品保管庫等の設置場所の土地登記簿謄本その他、借用の場合は賃貸契約書の写し等を添付してください。</p>
事業計画書及び収支見積書（解様式第2）	<p>1-1 全体の事業計画 【作成年月日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成年月日は申請や届出の日と同日とすること。</li> </ul> <p>【事業の全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載する。</li> <li>・有用物回収品目、発生廃棄物についても記載する。</li> <li>・各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー外略図も添付する。</li> </ul> <p>1-2 使用済自動車の引取実績及び計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可取得後の年間計画は過去の実績と照らし合わせ、妥当なものとすること。</li> </ul> <p>1-3 解体実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度に受入れを行った実績と照らし合わせて妥当なものとすること。</li> </ul> <p>1-5 保管の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所以外の場所での上限（ ）は、許可申請書に記載された「解体業を行おうとする事業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合」の保管料の上限と同一とすること。</li> <li>・保管量の上限は、許可申請書に記載された上記の保管量の上限と「事業のように供する施設」に記載の保管量の上限の合計と整合性を取ることを。</li> </ul> <p>1-6 年間収支見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済自動車又は解体自動車の保管が、保管基準に沿って適切に保管されている場合にあっては、本表の提出をもって収支見積書の提出とする。</li> </ul> <p>※ 不適正に大量に保管している場合は、解体業事業計画及び収支見積書（保管基準を超えて保管している場合）を提出すること。 「不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画」において、当該自動車の撤去について確認</p>

事 項	記載要領及び注意事項等
申請者が法人の場合の添付書類	<p>申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為を添付してください。 また、(当該法人の) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を添付してください。</p>
申請者が個人の場合の添付書類	<p>住民票の写しについては本籍地(外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものを提出してください。 なお、市区町村長が交付しているものが「住民票の写し」であることから、住民票担当の窓口で交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出してください。</p> <p>後見登記等に係る登記事項証明書は、許可の欠格事由(成年被後見人又は被保佐人であること)に該当しないことを証明するもので、その発行業務は東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局:戸籍課)の窓口で行っています。なお、郵送での請求は東京法務局後見登録課のみで行っています。</p>
役員に対する添付書類	<p>住民票の写し(本籍地(外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているもの)及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。</p>
発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に対する添付書類	<p>申請者が法人である場合において、</p> <p>① 株式会社の場合は発行済株式総数の5%以上の株式を有する者 ② 有限会社等にあつては出資額の5%以上を出資している者</p> <p>のすべての者について、その者が個人である場合には、住民票の写し(本籍地が記載されているもの)及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。</p> <p>①又は②のいずれかに該当するものが法人である場合は、該当するすべての法人について登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を提出してください。</p>

事 項	記載要領及び注意事項等
本支店の代表者や契約締結権限のある使用人に対する添付書類	<p>令5条に規定する使用人に該当するすべての者について、住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。</p>
申請者が未成年者の場合の添付書類	<p>申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合に、その法定代理人であるすべての者について、住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。</p> <p>法定代理人が法人である場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、役員住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。</p>
申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面	<p>様式に定められた書面があります。</p>

(5) 申請書の提出先等

ア 申請書の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

青森市役所 駅前庁舎 3階 TEL 017-718-1086

※ 受付は予約制となっていますので、あらかじめ電話でご予約のうえ、ご来庁ください。

※ 青森市以外の青森県内においても事業を行う場合は、別途、県の各環境管理部又は八戸市への申請が必要となります。

申請者の住所又は所在地（法人の場合は商業登記簿上の本店所在地）が青森県内（青森市及び八戸市を除く。）にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する県の各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に申請書を提出してください。

(青森市及び八戸市を除く青森県内に事業所がある場合のお問い合わせ先)

環境管理部名称等	管轄区域
東青地域県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4青森県運転免許センター2F TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、おいらせ町、六戸町、東北町）、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 県むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、下北郡

(八戸市に事業所がある場合のお問い合わせ先)

八戸市 市民環境部 環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 八戸市庁別館6F TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722
---

#### イ 申請書の提出部数

申請者は、申請書の提出用2部（正本、副本）及び保管用1部（副本）を作成してください。また、申請書はファイルに綴って提出してください。

#### ウ 許可申請手数料

手数料は申請書提出後、市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関等へ納入してください。市が納入を確認したあとで受理します。

区 分	手数料の額
解体業の新規許可	78,000円
解体業の許可の更新	70,000円

### 第3 変更届・廃止届

#### 1 変更届出書の提出

申請書記載事項が変更となる場合には、その日から30日以内に所定の様式に關係の添付書類を添えて変更届出書（規則様式第七）を提出することとされています。

##### 【変更届が必要な事項】

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同格以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、その名称及び住所、その代表者の氏名、役員の氏名及び住所）
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 他に解体業若しくは破碎業又は産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号
- ⑧ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行っている場合には、当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑨ 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5パーセント以上の株式を有する株主又は出資の額の5パーセント以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
- ⑩ 解体業許可申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

##### 〈政令で定める使用人〉

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあっては主たる事務所又は従たる事務所）
- ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの



## 2 変更届出書の添付書類

変更届出書には、申請者が法第62条第1項第2号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面（解様式第1）に、変更事項の区分毎に次の書類を添付してください。

したがって、前記1の⑥及び⑦の項目に係る変更については、変更届書のみ提出となります。

変更事項	添付書類		備考
氏名又は名称	個人	住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書	
	法人	定款又は寄附行為及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
事業所の名称及び所在地	<p>当該変更に係る事業所に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計積算書並びに当該施設の付近の見取図</li> <li>解体業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面</li> </ul>		
役員の名及び住所	当該役員の名及び住所の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）、後見登記等に係る登記事項証明書及び当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		
政令で定める使用人の氏名及び住所	当該使用人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書		
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	<p>当該法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書</p> <p>法定代理人が法人である場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、変更に係る役員の名及び住所の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）、後見登記等に係る登記事項証明書</p>		
解体業に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計積算書並びに当該施設の付近の見取図</li> <li>解体業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面</li> </ul>		
発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該変更に係る者のなした出資の額を記載した書類</li> <li>当該変更に係る者が個人である場合は住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書</li> <li>当該変更に係る者が法人である場合は当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</li> </ul>		

### 3 廃業届

次のいずれかの理由により解体業を廃止した場合には、その日から30日以内に廃止届出書（市規則様式第40号）提出してください。

また、廃止届出書には、許可指令書及び許可証を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
許可に係る解体業を廃止した場合	解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員

### 4 届出書の提出先等

#### (1) 届出書の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課  
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号  
青森市役所 駅前庁舎 3階 TEL 017-718-1086

※ 青森市以外の県内においても事業を行い、申請書記載事項の変更や業を廃止した場合においては、別途、県の各環境管理部又は八戸市へも届出が必要となります。

届出者の住所又は所在地（法人の場合は商業登記簿上の本店所在地）が青森県内（青森市及び八戸市を除く。）にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に届出書を提出してください。

（各環境管理部及び八戸市の問い合わせ先はP37）

#### (2) 届出書の提出部数

届出者は、届出書の提出用2部（正本、副本）及び保管用1部（副本）を作成してください。

申請書等の記入例

(1) 解体業者許可申請書の記入例

規則様式第五（第五十五条関係）

青森市長 様

解体業者 許可の更新 申請書

新規は、未記入。  
更新の場合に、記入すること。

※許可番号	
※許可年月日	年 月 日

該当しない方を消す。

(郵便番号) 000-0000  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
電話番号 000-000-0000

住所は省略せず記載すること。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入すること。
名称	〇〇株式会社〇〇センター〇〇営業所	
所在地	〒000-0000 青森県青森市〇〇 〇丁目〇番〇号 TEL 000-000-0000	
名称	〇〇株式会社〇〇センター〇△営業所	
所在地	〒000-0000 青森県青森市〇△ 〇丁目〇番〇号 TEL 000-000-0000	
名称	〇〇株式会社〇〇センター△△営業所	
所在地	〒000-0000 青森県青森市△△ 〇丁目〇番〇号 TEL 000-000-0000	

事業の用に供する施設の概要	1.〇〇営業所 保管場所① 000㎡ 最大保管量 000台(普通車換算) 保管場所② 000㎡ 最大保管量 000台(廃車ガ 換算) 解体作業場 000㎡床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 燃料採取場所 00㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 部品保管場所 000㎡ 屋根有 ニブラ 1、運搬車両3(キャリアー1、平ボディ2) 油水分離槽2箇所
	2.〇△営業所 保管場所 000㎡ 最大保管量 000台(トラック) 高さ00m 解体作業場 000㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根無 部品保管場所 000㎡ 屋根有 ニブラ 1、運搬車両2(平ボディ2)、油水分離槽1箇所
	3.△△営業所 解体作業場 000㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 (保管場所兼用、最大保管量 00台) 部品保管場所 000㎡ 屋根有

他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	1.〇〇県	破砕業 H16.7.2 届出
	2.□□県	解体業 H16.7.2 届出
	3.◇◇市	解体業 H16.7.1 届出
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	1.〇〇県	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号(収集運搬) 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号(中間処理)
	2.□□県	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号(収集運搬)
	3.◇◇市	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号(収集運搬)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1.〇〇株式会社〇〇センター廃車集積場 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 保管場所面積〇〇〇㎡、保管量の上限〇〇〇〇台	
	2.〇〇株式会社〇〇センター廃車 <sup>カ</sup> 集積場 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 保管場所面積〇〇〇㎡、保管量の上限〇〇〇〇台	
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。))		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 取締役 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 取締役 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇営業所長 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇営業所長 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇営業所長 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号 △セク-所長 〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	保有する株式の数 又は出資の金額
		住 所	
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	五千株
		〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	四千株
		〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふりがな 株式会社〇〇〇〇		〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	二千株
		〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふりがな 株式会社〇〇〇〇		〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	二千株
		〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号	

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。積み重ねる場合は整然と行う。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場（もしくは燃料採取場所）で実施する。 漏出した廃油等は作業場に設置したためすで回収する。 場内排水終末に油水分離装置を設置する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を）	解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は作業手順書により実施する。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離装置及びためますは定期的に清掃を行い、適切に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、油等の漏出がないよう適切に保管する。
使用済自動車又は解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料採取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。

(備考)

(2) 申立書の記入例

解様式第1

解体業許可誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(注1)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 法第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

又 個人で政令で定める使用人(注3)のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1) 主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破産業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請書に記載されているものと  
同一であること。



住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

# 様式集

許 可  
解体業者 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
生年月日  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	
名 称	
所在地	
名 称	
所在地	
事業の用に供する施設の概要	



他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
<p>役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)</p>		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名	住所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
名称			
(ふりがな) 代表者 の氏名			
住所	(郵便番号)	電話番号	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
標準作業書の記載事項			
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法			
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法			

使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

解体業許可誓約書

申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イから又までに該当しない旨を記載した書類

法第 62 条第 1 項第 2 号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(注 1)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注 2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号、第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 法第 66 条(第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注 3)のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 又 個人で政令で定める使用人(注 3)のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注 1) 主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

注 2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注 3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

年 月 日

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

事業計画書及び収支見積書（その1）

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）						
業務時間	：	～	：	従業員数	人	休業日

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 （3年前）	__年度実績 （2年前）	__年度実績 （1年前）	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 解体実績

年 度	__年度実績 （3年前）	__年度実績 （2年前）	__年度実績 （1年前）
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

1 - 6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度( 年 ) (決算月( 月))		今年度の見込み (決算月( 月))	
		年 度 (千円)	(1台当) (円)	年 度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること

事業計画書及び収支見積書（その2）  
 （保管基準を超えて保管している場合に作成する必要あり）

年 月 日現在作成

2 - 1. 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量の上限を超過している廃棄物の種類 (すべて記載) (注)	
保管量の上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の住所及び名称	
搬出先での処理方法	
年間搬出量 (種類別)	
過去1年間の年間実績 (種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善に係る予定費用	搬出費用                      円 処分費用                      円 販売費用                      円    計                      円
改善に係る資金の調達先	

(注) 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

## 2 - 2. 詳細収支見積書

### I 総括表

	単位	
自動車解体業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管解体自動車に係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入金先）		

### II 収益の計算書

	単位	
有用部品売却益（1台当平均） A	円	
使用済自動車等引取料金（1台当平均） B	円	
販売費及び一般管理費（1台当平均） C	円	
新規引取使用済自動車年間処理台数 D	台	
新規引取使用済自動車当利益 $E=(A-B-C)*D$	千円	
保管使用済自動車年間処理台数 F	台	
保管使用済自動車等利益 $G=(A-C)*F$	千円	
自動車解体業による利益 ア $H=E+G$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 I	台	
保管解体自動車に係る処分費用 イ $J=C*I$	千円	

### III 単価（1台当平均）の算出方法

有用部品売却益→ⅡのAへ	
使用済自動車等引取料金→ⅡのBへ（注）	
販売費及び一般管理費→ⅡのCへ	

（注）1. 有償による引取りを想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合はマイナスで計上する。

2. 過去直近3年の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。



2 - 2 詳細収支見積書（続き）

項 目		直近期の実績 (千円)	備 考
収 入	有用物売却収入		※主な内訳下記のとおり
	1		
	2		
	3		
	4		
収 入	5		
	エアバック類回収料金		前年引渡件数（ ）件
	廃棄物収集運搬手数料		前年輸送台数（ ）台
	使用済自動車処分手数料（注）		前年受託実績（ ）台
支 出	使用済自動車引取費用（注）		前年引取台数（ ）台
	廃棄物処分委託料（計）		
	鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池		
	タイヤ		
	廃油		
	廃液		
	蛍光管		
	解体済自動車		
	（種類）		
	（種類）		
（種類）			
その他の廃棄物			

- (注) 1. 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。  
 2. 直近年について作成すること。  
 3. 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記入すること。

## 2 - 3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要

解体業変更届出書

年 月 日

青森市長

様

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項  
について変更したいので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定に  
より、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

廃止届出書

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で 許可 登録 を受けた 業を廃止したので、使用済自動

車の再資源化等に関する法律 第48条第1項(第59条において準用する場合を含む)の規定により、  
第64条第1項(第72条において準用する場合を含む)

次のとおり届け出ます。

<p>登録又は許可を受け ていたもの</p>	<p>住所 氏名  (法人にあっては名称及び代表者の氏名)</p>
<p>廃止の理由 (該当するものに ○を付すこと。)</p>	<p>1 死亡  2 法人が合併により消滅  3 法人が破産手続開始の決定により解散  4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散  5 登録又は許可に係る業の廃止</p>

(注) 登録通知書又は許可証を添付すること